

令和8年度「大阪都市魅力官民共創プログラム」事業認定・補助金交付に係るQ&A

※令和8年度事業募集日以降に内容を更新又は新規追加したQ&Aには「★」印を記載します

No.	関連項目	関連する資料		Q	A
		公募要領	補助要綱		
1	対象事業	P1-2	-	大阪府外でのイベント実施やイベントブース・商談会への出展等、大阪府外での事業実施は可能でしょうか。	大阪の地域資源の魅力向上等につながる事業として、大阪府外でのイベントや商談会の実施・出展等を実施する必要があると認められる場合は対象となりますが、新規性や今後の発展等が見込まれることが求められます。 なお、経費については、事業実施者自らが開催する商談会等への出展に係る会場費・旅費等の経費は補助対象外となります。また、参加した商談会の成果に関するレポートの提出を求める場合があります。
2	応募資格	P2-3	-	・事業の実施主体は、法人化されていない任意団体、実行委員会、〇〇協議会のような任意組織でも申請可能でしょうか。	・協議会等の任意団体が実施主体となることは可能です。申請に必要な書類等についてはお問い合わせください。
3	応募資格	P2-3	-	・複数の民間企業が連携し、事業に参加することは可能でしょうか。	・可能です。ただし、複数の事業者が共同で事業を実施する場合は、代表となる一の企業が実施主体となる必要があります。
4	応募資格	P2-3	-	新しく設立した団体で、団体としての活動実績が無いのですが申請することは可能ですか。	申請をいただくことは可能です。ただし、認定においては「実現性」が問われるため、団体の構成員のそれぞれの役割や実績を詳細に記載し、申請事業が滞りなく実施可能であることをアピールしてください。
5	応募資格	P2-3	-	事業実施に必要な資格とは何ですか？	・実施しようとする事業に関連する業務を実行するために必要な資格をさします。 例えば、ツアーを実施するような事業については、旅行業務取扱管理者の資格を保有し、実施する形態の旅行業の登録を有することを求めます。
6	用語	-	-	補助事業者と認定事業者の違いは何ですか？	・補助事業者とは、補助金の交付決定を受けた者をさします。 ・認定事業者とは、申請事業の認定を受けた者をさします。
7	申請・用語	様式第2号	様式第2号	実施期間とは、交付決定後から事業終了までになりますか。	実施期間とは、実際にイベント等の事業を実施する期間をさします。ただし、事業の始期は交付決定後である必要があります。
8	申請	・P4 ・様式第2号	第5条 ・様式第2号	事業計画書（様式第2号）は公募時と交付申請時に2回提出が必要でしょうか。同じものでよいのでしょうか。	交付申請時に提出する事業計画書は、基本的に認定に係る申請時の事業計画書と同じものになりますが、事業認定後から交付申請までの間に生じた変更等について反映してください。 なお、事業認定後に、一定割合以上の内容又は補助対象経費の変更が生じる場合においては、あらかじめ大阪府にご相談の上、書類提出などの指示を仰いでください。書類提出の指示があった場合は、大阪都市魅力官民共創プログラム認定事業に係る変更承認申請書（公募要領様式第5号）を提出してください。
9	申請	-	-	二次公募は予定されていますでしょうか。	令和8年11月中旬以降に実施を予定している事業を対象とし、令和8年6月頃（予定）に二次公募に係るプレントリーを受け、令和8年8月頃（予定）から二次公募を行う予定です。
10	申請	-	-	一次公募に応募して認定されなかった事業は二次公募に申請できますか。 一次募集に応募し認定された事業を実施する事業者でも、別事業で二次公募に応募することは可能ですか。 一次公募と二次公募の申請様式の内容は変更になっていますか。	一次公募で認定されなかった場合でも計画等の改善を行ったうえで、再度ご応募いただく事は可能です。また、一次公募の結果にかかわらず、新たな事業で二次公募に応募いただく事も可能です。 申請様式については一次公募と同様のものを予定していますが、変更がある場合がありますので二次公募時に改めて事業ホームページにてご確認ください。
11	申請	-	-	事業内容の一部が確定していませんが、応募可能ですか。	内容は確定していることが望ましいですが、予定であっても申請は可能です。ただし、認定基準には実現性を含みます。また、認定事業として公表された後に事業内容が確定・変更となる場合は、変更承認申請の手続きが必要となる場合がありますので、事前にご相談ください。
12	申請	P4-5	-	該当の書類がありません（登記簿謄本・現在事項全部証明書、決算関係書類、納税証明書、紹介パンフレット等）	対応については個別にご対応させていただきますので、まずはご相談ください。
13	申請	P4-5	-	1つの企業で複数の事業の応募を行うことは可能でしょうか？	同一事業者が複数の事業の申請を行うことも可能ですが、事業ごとに申請を行ってください。ただし、本プログラムの補助金を充当する経費について、二重に計上することがないようにご注意ください。またこの場合、必要書類のうち（6）の各添付書類については、1部の提出でかまいません。
14	申請	P5	-	応募説明会はオンラインでも参加できますか？	オンラインでの開催は予定していません。
15	申請	様式第2号	様式第2号	イベントとツアー実施の複合事業なのですが、実施期間はいつを開始日・終了日とすればよいですか。	開始日は、イベントの開催日またはツアーの催行日いずれかの早い方の日付を、終了日はいずれかの遅い方の日付を記入してください。 なお、交付決定以前に支払済の経費は補助対象外となりますので、ご注意ください。
16	申請・経費	・P3 ・様式第2号	・第4条 ・様式第2号	申請したイベントについて、プレイベント（アフターイベント）を実施することになったのですが、認定対象・補助対象となりますか。	プレイベントやアフターイベントを予定しており、これらの実施に対する経費も補助を受けようとする場合は、あらかじめ実施期間に含めて申請してください。
17	経費	-	-	・補助事業によって収入を得た場合、補助金が減額されることはありますか。	減額することはありません。ただし、営利を主目的とする事業は認定の対象となりません。
18	経費	P3	第4条	・年間契約等の経費に関しては、全額を事業費として算入して良いのでしょうか。 ・月額費用が発生するサービスを活用する場合、補助対象経費になりますか。	事業実施期間に係る費用のみ、補助対象となります。なお、月額使用料を支払う契約では、事業実施期間外に係る費用に関しては補助対象外となります。
19	経費	P3	第4条	XやYoutube等SNSの広告費は補助対象になりますか。	実施事業に係る広告費は補助対象となります。
20	経費	P3	第4条	・申請事業の事前着手は可能でしょうか。	補助金交付決定前の事前着手は可能です。ただし、交付決定以前に支払った経費については補助対象外となります。
21	経費	P3	第4条	補助対象額は事業期間内に請求が発生した分となりますか。それとも支払いが発生した分となりますか。	支払が、交付決定後から事業報告書提出前までに行われる経費が対象となります。 当該期間内に支払いを完了させた支払い済証を、実績報告にて提出いただけます。
22	経費	P1	-	事業実施期間が令和9年3月31日までのものが対象とのことですが、次年度への繰越はできないという認識でよろしいでしょうか。	次年度への繰越はできません。令和9年3月31日までに終了する事業が対象となります。
23	経費	P3	-	事業を委託する場合に、公正性・透明性が担保される方法で委託先の選定をするよう記載がありますが、なぜですか。	本プログラムの性質上、寄附者及び寄附者と会計処理が連結関係にある者に対する随意契約による委託については、利益供与の観点から認められません。また、公募や入札手続きを経る場合であっても、認定事業への寄附を行うことを入札参加要件にする等、事業に係る入札・契約事務の手続きにおいて、寄附の受領を理由に寄附者とその他の者とを別異に取り扱うことは利益供与にあたるため認められません。
24	経費	P3	第4条	自社内で調達するものの経費や、自社のグループ会社等の関係会社等への発注・委託に係る経費は全額計上できますか。	補助対象経費の中に、補助事業者の自社調達又は関係会社からの調達がある場合は、取引価格から利益等相当額を控除した金額を補助対象経費としてください。 また、協議会等での申請の際は、協議会に所属する企業及び個人の関係会社等が委託先となる場合も同様となりますのでご注意ください。
25	経費	P3	第4条	本補助金事業と他団体からの助成金・補助金事業の両方で採択された場合、双方からの補助・助成を受けることは可能ですか。	他の補助金等との併用は可能ですが、他制度において併用を禁じている場合はこの限りではありません。また、他の補助金等と併用する場合において、同一の経費に対して他の補助金等と重複して交付を受けることはできません。

26	経費	-	様式第8号	経費の支払いについて、スタッフが立替で払うことは可能ですか。	できません。領収書等の宛先が申請者と異なる名義で支払われている場合は証拠書類として認められませんのでご注意ください。
27	経費	様式第2-2号	様式第2-2号	申請事業の実施に向けて、前年度から寄附を募っていました。申請前の収入のため、収支予算書には記入しなくてよいですか。補助金申請事業についてクラウドファンディングを実施し、収入を増やそうと思います。収支予算書にはどのように記載すればよいですか。	収入については、本事業に係るものは期間に関わらず、すべて記載してください。クラウドファンディングについては、収支予算書には、見込み額を収入として計上してください。ただし、クラウドファンディング実施に係る各種手数料は補助対象となりません。
28	経費	-	様式第8号	証拠書類について、支払いの振込明細には対象事業以外の経費も含まれています。証拠書類として認められますか。	可能な限り、他の事業の経費とは別に支払いをお願いいたします。同一の証拠書類に本事業と関係のない経費も混在している場合、本補助金の経費が分かるように明細等を作成いただくか、明細が確認できる請求書を添付いただきご提出いただくことで、証拠書類として取り扱うことが可能です。
29	経費	P3	第4条	ウェブサイトやSNSなどの運用費は対象経費に計上できますか。	本補助金にかかる事業に関する特設ページや、当該事業を宣伝するためのSNS広告等にかかる費用は補助対象となります。しかし、常時運用されているウェブサイトやSNSの運用費用は、申請者・申請団体の経常的な経費とみなし、補助対象外となります。
30	経費	P3	第4条	補助対象外経費の仕入税額控除の対象となる消費税及び地方消費税について教えてください。	仕入税額控除とは、確定申告をする際に、課税売上げに係る消費税額から課税仕入れ等に係る消費税額を控除することです。 補助金の受給に消費税はかかりません（不課税）。しかし、申請者が課税事業者で本補助金事業の経費（支出）を仕入税額控除の対象とする場合、消費税込みの金額で経費を申し補助金を受給すると、消費税額分が超過受給となり、その超過分について後に返還義務が生じます。これは、本来不課税の消費税額分も消費税の支払いがあったと確定申告することになるためです。そのため、申請者が課税事業者で本補助金事業の経費を仕入税額控除の対象とする場合は、収入・支出に関わらず、消費税額は補助対象外経費とします。 なお、免税事業者、簡易課税事業者、その他の消費税額の控除の特例が適用される事業者については、消費税額分も補助対象経費とすることが可能です。 詳しくは、国税庁のHPをご覧ください。 参考： https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shohi/6401.htm ※税務相談につきましては、法律により、有資格の税理士のみ可能とされているため、本件に関して本府へお問合わせいただきましても、詳細をお答えすることはできかねます。あらかじめご了承ください。
31	認定	P1	-	2カ年かけて実施する事業の応募を考えています。その場合、2年連続で認定されますか。	本補助金は単年度の補助事業のため、複数年にわたる事業の継続採択は想定しておりません。ただし、審査の結果により、連続で事業認定となる場合もあります。令和8年度事業については、令和9年3月31日（水）までに事業を完了し、期日までに実績報告書等の提出を行っていただく必要があります。補助対象期間（交付決定から実績報告書提出まで）外に支払った経費については補助対象となりませんのでご注意ください。
32	認定	P6	-	認定基準が4つありますが、4つすべての要素を満たしていることが必須でしょうか。	認定基準をすべて満たしていることを前提とし、総合的に評価を行ったうえで認定を行います。
33	認定	P4-6	-	一社で複数の事業が採択されることはありますか。	認定基準をすべて満たしていることを前提とし、総合的に評価を行った結果、同一の実施主体による複数の事業が採択されることがあります。
34	変更・中止	様式第5号	様式第4号	事業を中止する場合はどうなりますか。	中止する時期に応じて、必要となる書類が異なるため、事前に大阪府にご相談ください。 ※なお、寄附金の募集後に事業を中止する場合、収納済みの寄附金の使途は大阪府知事に一任いただきます。
35	変更・中止	・P7 ・様式第5号	-	事業認定後に、事業内容・経費の変更が生じましたが、20%以内の金額の変更のため、変更承認申請書（公募要領様式第5号）の提出は不要ですか？	変更が生じた場合はまず大阪府へご相談ください。内容により書類の提出要否をお伝えします。
36	寄附金	P1	-	寄附金が集まらなかった場合はどうなりますか。	寄附が集まらず、最小実行金額に達しない場合は補助金の交付申請をしていただくことができません。なお、寄附が集まらず補助金の交付要件を満たさない場合でも、自己資金により事業を実施していただくことは可能です。
37	寄附金	P1、P8	-	グループ会社へ寄附を働きかけることは可能ですか？	できません。財務上連結関係にある者からの寄附を充当することは利益供与にあたるため認められません。寄附受領後に当該事実が発覚した場合、収納済みの寄附金の返金はできません。また、補助金交付後に当該事実が判明した場合は、交付済額のうち該当分は府に返納いただくこととなります。
38	スケジュール	P1、P8	-	認定事業の公表（・通知）・寄附募集開始はいつ頃行われますか。	令和8年4月初旬を予定しています。
39	スケジュール	P1、P8	-	寄附額の通知はいつ頃届きますか。	原則として、事業認定申請書（公募要領様式第1号）に記載いただいた寄附の募集期限以降に順次お知らせします。（寄附総額が大阪府の当初予算を超える場合は、寄附の募集期限にかかわらず事業実施期間の早いものから順に通知をすることがあります。） 当該寄附額の通知日以降に補助金の交付申請を行っていただきます。
40	スケジュール	P1、P8	第12条	補助金が支払われるのはいつになりますか。	原則、事業完了後に実績報告書類をご提出いただき、大阪府による検査で適正と認められた後の精算払いとなります。概算払いによる支払いを希望する場合は、あらかじめご相談ください。